

保育認定子どもの利用者負担額基準額表

R6.4.1現在

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）																									
階層区分	定義	保育標準時間						保育短時間																			
		0歳の子ども			1歳及び2歳の子ども			0歳の子ども			1歳及び2歳の子ども																
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降														
A	生活保護世帯等	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税額が均等割の額のみ（所得割の額のない）世帯	6,500	0	0	6,500	0	0	6,350	0	0	6,350	0	0	14,000	0	0	13,700	0	0	13,700	0	0	0	0			
D1	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円以上	ひとり親世帯等	8,000	0	0	8,000	0	0	7,850	0	0	7,850	0	0	8,000	8,500	0	17,000	8,350	0	16,700	8,350	0			
	57,700円未満	上記に該当しない世帯	17,000	8,500	0	17,000	8,500	0	16,700	8,350	0	16,700	8,350	0	17,000	11,500	0	23,000	11,500	0	22,600	11,300	0	22,600	11,300	0	
D2	当該年度分の市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	57,700円以上	ひとり親世帯等	9,000	0	0	9,000	0	0	8,850	0	0	8,850	0	0	9,000	23,000	0	23,000	23,000	0	22,600	22,600	0	22,600	22,600	0
		61,000円未満	上記に該当しない世帯	23,000	23,000	0	23,000	23,000	0	22,600	22,600	0	22,600	22,600	0	23,000	30,000	0	30,000	30,000	0	29,400	29,400	0	29,400	29,400	0
D3	当該年度分の市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	61,000円以上	ひとり親世帯等	9,000	0	0	9,000	0	0	8,850	0	0	8,850	0	0	9,000	30,000	0	30,000	30,000	0	29,400	29,400	0	29,400	29,400	0
		77,101円未満	上記に該当しない世帯	30,000	30,000	0	30,000	30,000	0	29,400	29,400	0	29,400	29,400	0	30,000	30,000	0	30,000	30,000	0	29,400	29,400	0	29,400	29,400	0
D4	77,101円以上																										
D5	97,000円未満																										
D6	97,000円以上																										
D7	133,000円未満																										
D8	133,000円以上																										
D9	169,000円未満																										
D10	169,000円以上																										
D11	235,000円未満																										
	235,000円以上																										
	301,000円未満																										
	301,000円以上																										
	397,000円未満																										
	397,000円以上																										

備考

- 1 上記表の子どもの数の数え方は、現に扶養している子どもです。
- 2 D3階層以上において、就学前の子どもが2人以上いる場合は、第2子は半額、第3子以降は全額減免となります。